

**【新設】(反復して外国法人に代わって行動する者の範囲)**

20-1-7 令第4条の4第7項《恒久的施設の範囲》に規定する契約締結代理人等には、長期の代理契約に基づいて外国法人に代わって行動する者のほか、個々の代理契約は短期的であるが、2以上の代理契約に基づいて反復して一の外国法人に代わって行動する者が含まれる。

(注) 本文の「一の外国法人に代わって行動する者」は、特定の外国法人のみに代わって行動する者に限られないことに留意する。

**【解説】**

1 平成30年度税制改正において、恒久的施設とされる契約締結代理人等(以下「代理人PE」という。)とは、国内において外国法人に代わって、その事業に関し、反復して次に掲げる契約を締結し、又はその外国法人によって重要な修正が行われることなく日常的に締結される次に掲げる契約の締結のために反復して主要な役割を果たす者をいうこととされた(法22の19の8、法令4の4⑦)。

(1) 当該外国法人の名において締結される契約

(2) 当該外国法人が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を与えるための契約

(3) 当該外国法人による役務の提供のための契約

平成29年11月の改訂前のOECDモデル租税条約第5条においては、「①企業(本人)の名で②契約を締結する」者(③独立代理人を除く。)が代理人PEとされていた。このため、①代理人の名で契約を締結する、②契約の締結につながる主要な役割を代理人が担い、契約の締結は本人が行う、③関連企業を独立代理人とすることによって、恒久的施設認定を人為的に回避することが問題視されていた。上記の国内法における代理人PEの範囲の見直しは、OECD・G20「BEPSプロジェクト」の最終報告書においてこれを防止するための勧告がなされたことが背景となっている。

2 本通達の本文では、国内において外国法人に代わって行動する者が代理人PEに該当するかどうかの判定に当たり、反復して外国法人に代わって行動する者の範囲には、一つの長期代理契約に基づき反復して外国法人に代わって行動する者のほか、2以上の短期代理契約に基づき反復して一の外国法人に代わって行動する者が含まれることを明らかにしている。

また、本通達の注書きでは、2以上の短期代理契約に基づき反復して「一の外国法人に代わって行動する者」には、特定の外国法人のためにのみ代理をする者のほか、複数の外国法人の代理をする者も含まれることを留意的に明らかにしている。つまり、国内の代理人が外国法人Aと締結した2以上の短期代理契約に基づき反復して行動している場合にはもちろんのこと、国内の代理人が外国法人A及び外国法人Bとそれぞれ2以上の短期代理契約を締結し、これらに基づいて反復して行動している場合であっても、その代理人は外国法人A及び外国法人Bのそれぞれの代理人PEに該当することになる。

なお、長期代理契約に基づき反復して外国法人に代わって行動する者についても、特定の外国法人のみに代わって行動する者に限られず、複数の外国法人の代理をする者がこれらの外国法人の代理人PEに該当することになるのはいうまでもない。

- 3 本通達は、代理人PEの範囲の見直しに伴い、法令に沿って旧通達20-1-5《継続的に又は反復して行使することの意義》の取扱いの整理を行ったものであり、実質的な内容に変更はない。